

熊谷市建築物駐車施設附置条例の概要

本市では、中心市街地の駐車問題を解決し快適な都市環境を作るため、別図の区域を駐車場整備地区として都市計画に決めました。

この駐車場整備地区内に一定の規模を超える建築物の新築等をされる場合には、熊谷市建築物駐車施設附置条例により、建築物の規模に応じた駐車施設を設置していただくことになり、建築確認申請等の前に届出をしていただくこととなります。

1 届出を必要とする行為

(1) 新築

特定用途の延べ面積と非特定用途に供する部分の延べ面積に2分の1を乗じて得たものとの合計が1,000㎡を超える建築物を新築する場合。

$$\textcircled{1} \quad \text{特定部分の延べ面積} + \frac{\text{非特定部分の延べ面積}}{2} > 1,000\text{㎡}$$

※ 特定用途

駐車場法第20条第1項後段の、自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい用途で駐車場法施行令第18条に定められている次のものをいいます。

劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫、工場

※ 非特定用途

特定用途以外（ただし住宅用途を除く）

※ 住宅用途の建築物については、「熊谷市集合住宅等の建築に係る自動車駐車場及び自転車駐車場に関する設置基準」（4ページ参照）により、建築主の皆さんに駐車施設の設置をお願いすることとなります。

(2) 増築

ア 既存の建築物（①の要件に該当する建築物）に増築する場合、増築後の建築物（既存＋増築部分）を新築した場合の附置すべき台数から、増築前の建築物（既存）を新築した場合の附置すべき台数を減じた台数が必要となります。

$$\begin{array}{l} \text{増築後の建築物（既存＋増築部分）全体の附置すべき台数} \cdots A \\ \text{増築前の建築物（既存）の附置すべき台数} \cdots B \\ A - B = \text{増築に係る附置すべき台数} \end{array}$$

イ 既存の建築物（①の要件に該当しない建築物）が増築後新たに①の要件に該当する場合、増築後の建築物（既存＋増築部分）の規模に応じた駐車施設が必要になります。

(3) 用途変更

既存建築物の用途変更により、特定部分の延べ面積を増加させるために、大規模な修繕または大規模な模様替えを行う場合は、駐車施設の附置が必要になることがあります。

2 駐車施設の規模

- (1) 特定用途に供する部分 150㎡に1台
- (2) 非特定用途に供する部分 450㎡に1台



3 届出に必要な図面等

(1) 届出書

- ア 熊谷市建築物駐車施設附置（変更）届出書
- イ 熊谷市建築物駐車施設附置調書

(2) 添付図書

区 分	図面の種類	明 示 す べ き 事 項
駐 車 施 設	付 近 見 取 図	方位、道路、目標となる地物及び駐車施設を附置すべき建築物の位置
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置、規模、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地に接する道路の位置及びその幅員
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の車路及びその幅員
建 築 物	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及びその幅員
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

熊谷市建築物駐車施設附置条例に関するお問い合わせ先
都市整備部建築審査課 0493-39-4809（直通）

集合住宅等の建築に伴う駐車施設の設置について（お知らせ）

熊谷市では、駐車問題を解決し快適な都市環境をつくるために、駐車場整備地区の指定、駐車場整備計画の策定をはじめ、様々な施策を推進しています。

平成7年9月1日からは、駐車場整備地区を対象として、熊谷市建築物駐車施設附置条例を施行しますが、集合住宅等の住居用途の建築物については条例の対象外としています。

市といたしましては、これらの集合住宅等の住居用途の建築物についても、良好な居住環境の確保と、道路交通の円滑化を図るため、市内全域を対象として「熊谷市集合住宅等の建築に係る自動車駐車場及び自転車駐車場に関する設置基準」により、建築物の規模に応じた駐車施設を設置していただくこととなります。

熊谷市集合住宅等の建築に係る自動車駐車場及び自転車駐車場に関する設置基準

1 目的

この基準は、法令等に別段の定めがあるもののほか、共同住宅、長屋住宅、寄宿舍、下宿、その他これに類するもの（以下「集合住宅等」という。）を建築する者（以下「建築主」という。）が、自動車の駐車のための施設（以下「自動車駐車場」という。）及び自転車（原動機付自転車を含む。以下同じ。）駐車場を設置することについて必要な事項を定めることにより、建築主その他の関係者（当該集合住宅等に居住する者をいう。）の協力を得て、道路交通の円滑化を図り、良好な居住環境を確保することを目的とする。

2 基準

(1) 自動車駐車場に係る基準

集合住宅等の建築主は、原則として敷地内に当該集合住宅に居住する戸数2戸当たり1台以上の自動車駐車場を設置するものとする。

(2) 自転車駐車場に係る基準

集合住宅等の建築主は、原則として敷地内に当該集合住宅に居住する戸数1戸当たり1台以上の自転車駐車場を設置し、及び1台当たりの面積は、1㎡（幅0.5m×奥行2m）以上のものとする。

附 則

この基準は、平成7年9月1日から施行する。

熊谷市集合住宅等の自動車駐車場等に関する設置基準に関するお問い合わせ先
都市整備部建築審査課 0493-39-4809（直通）